

奈良県告示第二百七十五号

大和都市計画下水道を変更するため、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 変更に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画下水道（大和川上流流域下水道）及び大和都市計画下水道（宇陀川流域下水道）の排水区域、下水管渠及びその他の施設
- 二 変更に係る都市計画を定める土地の区域
排水区域

接続する下水道	当該の市町村
<p>大和都市計画奈良市流域関連公共下水道 大和都市計画大和郡山市流域関連公共下水道 大和都市計画天理市流域関連公共下水道 大和都市計画桜井市流域関連公共下水道 大和都市計画生駒市流域関連公共下水道 大和都市計画香芝市流域関連公共下水道 大和都市計画平群町流域関連公共下水道 大和都市計画三郷町流域関連公共下水道 大和都市計画斑鳩町流域関連公共下水道 大和都市計画安堵町流域関連公共下水道 大和都市計画川西町流域関連公共下水道 大和都市計画三宅町流域関連公共下水道 大和都市計画田原本町流域関連公共下水道 大和都市計画広陵町流域関連公共下水道 大和都市計画大和高田市流域関連公共下水道 大和都市計画橿原市流域関連公共下水道</p>	<p>奈良市、大和郡山市、天理市、桜井市、生駒市、香芝市並びに生駒郡平群町、三郷町、斑鳩町及び安堵町並びに磯城郡川西町、三宅町及び田原本町、北葛城郡広陵町、大和高田市、橿原市、御所市、葛城市並びに高市郡高取町及び明日香村並びに北葛城郡上牧町、王寺町及び河合町、宇陀市の各一部</p>

名称	位置	
	起点	終点
三宅幹線	磯城郡三宅町大字伴堂	北葛城郡広陵町大字大場
寺川幹線	大和郡山市額田部南町	桜井市大字桜井
天理北幹線	大和郡山市額田部南町	天理市田井庄町
富雄川幹線	大和郡山市額田部北町	生駒市上町
大安寺幹線	奈良市六条町	奈良市八条五丁目
櫛本北幹線	大和郡山市額田部南町	天理市檜町
南奈良幹線	大和郡山市北鍛冶町	奈良市横井四丁目
佐保川幹線	大和郡山市額田部南町	奈良市中山町

下水管渠

<p>大和都市計画御所市流域関連公共下水道</p> <p>大和都市計画葛城市流域関連公共下水道</p> <p>大和都市計画高取町流域関連公共下水道</p> <p>大和都市計画明日香村流域関連公共下水道</p> <p>大和都市計画上牧町流域関連公共下水道</p> <p>大和都市計画王寺町流域関連公共下水道</p> <p>大和都市計画河合町流域関連公共下水道</p> <p>大和都市計画宇陀市流域関連公共下水道</p>

その他の施設

放流幹線	宇陀市榛原桧牧字川向イ	宇陀市榛原福地字堂ガ久保
大宇陀幹線	宇陀市榛原高塚字川原	宇陀市大宇陀野依字上河原
芳野川幹線	宇陀市榛原福地字ドブ	宇陀市菟田野別所字弥々ガ窪
太田川幹線	葛城市尺土	葛城市疋田
葛下川幹線	北葛城郡広陵町大字沢	葛城市今在家
滝川幹線	北葛城郡王寺町畠田一丁目	北葛城郡上牧町服部台五丁目
高田川幹線	北葛城郡広陵町大字笠	大和高田市大字市場
飛鳥川幹線	橿原市土橋町	高市郡明日香村大字岡
高取川幹線	橿原市曲川町	高市郡高取町大字下土佐
曾我川東幹線	御所市大字今住	高市郡高取町大字市尾
曾我川幹線	橿原市新堂町	御所市大字戸毛
葛城川幹線	北葛城郡広陵町大字沢	御所市大字室字ヤスリ
竜田川幹線	大和郡山市額田部北町	生駒市東山町
大和川幹線	磯城郡川西町大字結崎	桜井市大字箸中

名 称	位 置
南奈良幹線中継ポンプ場	奈良市西九条町五丁目地内
竜田川幹線中継ポンプ場	生駒郡安堵町大字窪田字九ノ坪
菟田野ポンプ場	宇陀市菟田野別所地内
大宇陀ポンプ場	宇陀市大宇陀野依地内
奈良県浄化センター	大和郡山市額田部南町、磯城郡川西町大字下永
奈良県第二浄化センター	北葛城郡広陵町大字大場、大字沢、大字萱野、北葛城郡河合町大字長楽
奈良県宇陀川浄化センター	宇陀市榛原福地、榛原萩原地内

三 都市計画の案の縦覧場所

奈良県県土マネジメント部下水道課、奈良県浄化センター、奈良県第二浄化センター、奈良県宇陀川浄化センター、奈良市下水道総務課、大和郡山市下水道推進課、天理市下水道課、桜井市下水道課、生駒市下水道推進課、香芝市下水道課、平群町上下水道課、三郷町下水道課、斑鳩町下水道課、安堵町上下水道課、川西町上下水道課、三宅町上下水道課、田原本町下水道課、広陵町施設整備課、大和高田市下水道課、橿原市下水道整備課、御所市都市整備課、葛城市下水道課、高取町事業課、明日香村地域づくり課、上牧町上下水道課、王寺町上下水道課、河合町上下水道課及び宇陀市下水道課

四 縦覧期間

平成二十六年十一月十二日から同月二十六日まで

五 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書一通を知事宛とし、奈良県県土マネジメント部下水道課に平成二十六年十一月二十六日までに必着するよう提出すること。